

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月12日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社Tコーポレーション
【届出者の住所又は所在地】	広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 荻野 敦史 / 同 岡部 洸志 / 同 四方 岳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社Tコーポレーション ( 広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町2番1号 )

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Tコーポレーションをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、大和重工株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

大和重工株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的として、対象者の代表取締役社長である田中宏典氏（以下「田中宏典氏」といいます。）により2024年10月2日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、公開買付者の代表取締役を務める田中宏典氏が公開買付者の発行済株式総数の全てを所有しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有しておりません。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを2024年11月11日に決定いたしました。なお、田中宏典氏は、本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたることを予定しております。また、本書提出日現在、公開買付者は、対象者のその他の取締役との間で本取引後の役員就任について何らの合意も行っておりません。

（注1） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年11月11日付で、対象者の第三位株主であり対象者の代表取締役社長である田中宏典氏の資産管理会社である有限会社ティーワン（以下「ティーワン」といいます。所有株式数：85,504株、所有割合（注2）：6.50%）との間で、同社が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を口頭で合意するとともに、対象者の第十位株主であり田中宏典氏の親族である田中節子氏（以下「田中節子氏」といいます。所有株式数：32,000株、所有割合：2.43%）より、同氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する意向である旨を確認しております。したがって、公開買付者は、ティーワン及び田中節子氏が保有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：117,504株、所有割合：8.93%）について、応募合意又は応募意向を確認しております。

また、公開買付者は、2024年11月11日付で、対象者の主要株主かつ筆頭株主である広島運輸株式会社（以下「広島運輸」といいます。所有株式数：241,200株、所有割合：18.32%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、対象者の第二位株主である田中宏典氏（所有株式数：93,520株、所有割合：7.10%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨を口頭で合意（以下「本不応募合意」といいます。）しております（広島運輸及び田中宏典氏を総称して、以下「不応募合意株主」といい、不応募合意株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：334,720株、所有割合：25.43%）を、以下「不応募合意株式」といいます。）。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2024年11月11日に公表した「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（1,358,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（41,642株）を控除した株式数（1,316,358株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を542,900株（所有割合：41.24%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（542,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（542,900株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

かかる買付予定数の下限（542,900株）を設定したのは、公開買付者は、本取引において、対象者株式を非公開化することを目的としており、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者及び不応募合意株主が合計で対象者の総株主

の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。具体的には、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(1,358,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(41,642株)を控除した株式数(1,316,358株)に係る議決権の数(13,163個)に3分の2を乗じた数(8,776個、小数点以下を切り上げ)から、不応募合意株式(334,720株)に係る議決権の数(3,347個)を控除した議決権の数(5,429個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(542,900株)としております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。また、公開買付者は本スクイーズアウト手続の完了後に、公開買付者を吸収合併消滅会社、対象者を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを予定しておりますが、その時期については、本書提出日現在、未定です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、田中宏典氏から49,000千円を上限として出資を受けること、また、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、株式会社広島銀行(以下「広島銀行」といいます。)から1,856,000千円を上限として借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることを予定しており、かかる資金をもって、本公開買付けの資金決済等に充当する予定です。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、広島銀行と別途協議のうえ、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

対象者が2024年11月11日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者プレスリリース、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

対象者は、1920年3月に広島市広瀬町に瀬良商工株式会社として設立され、1926年6月に本店を現住所に移転し、1939年11月に大和(ヤマト)重工株式会社に、1944年7月に大和(ヤマト)重工業株式会社に、1951年10月に現在の社名である大和(ダイワ)重工株式会社に商号変更したとのことです。その後、対象者は、1961年11月に東京証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式を上場し、2000年3月の広島証券取引所の廃止を経て、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場へ移行したとのことです。なお、対象者は、2021年12月24日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」(以下「本計画書」といいます。)、その後2023年3月31日付と、2024年3月29日付で「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を公表しているとのことです。2024年11月11日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を決議したことから、本公開買付けが成立することを条件として、本計画書を撤回することを併せて決議しているとのことです。

本書提出日現在、対象者グループは、対象者及び子会社1社(総称して、以下「対象者グループ」といいます。)で構成され、産業機械関連事業と住宅機器関連事業の2部門で事業活動を行ってきたとのことです。各事業の内容は次のとおりです。

( ) 産業機械関連事業

工作機械鋳物部品、周辺機器、産業機械鋳物部品及びディーゼルエンジン鋳物部品の製造・加工・販売等を行っているとのことです。

( ) 住宅機器関連事業

鋳物ホーロー（注1）浴槽、マンホール鉄ふた、景観製品、木製建具、その他の日用品鋳物等の製造販売を行っているとのことです。

（注1） 「鋳物ホーロー」とは、溶かした鉄を鋳型に流し込んでつくったものの表面に、ホーロー加工を施した素材です。

対象者を取り巻く経営環境につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等による原材料価格の高騰により、依然として先行きの不透明な状況が続くと予想しているとのことです。このような経営環境の中で、対象者は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保するという財務政策に則った経営基盤の確保のため、財務の健全性・安定性、収益性の向上が必要であると理解しており、今後も経営環境の変化に柔軟に対応できる経営基盤の強化と製品開発、コストダウンの実現等に取り組み、安定的な収益を確保し企業価値を高めていくとのことです。その中で、対象者は「顧客第一主義」を基本に長年培ってきた技術に裏打ちされた製品をユーザーに提供していくこと、即ち、徹底的に品質にこだわり、お客様に支持される製品を提供することで、事業環境に左右されにくい安定的な収益の確保が図れる強固な企業体質を構築していくことを目指し、具体的には以下のような施策に取り組んでいるとのことです。

( ) 製品の販売増大及び販売体制の強化

産業機械関連事業においては、対象者の強みである一貫生産体制を活かした高付加価値製品である定盤（注2）の拡販を重点施策として取り組んでいるとのことです。

（注2） 「定盤」とは、機械部品の加工や試験・検査時に製品を載せる基準平面に用いられる鋳鉄製の平面盤です。

住宅機器関連事業においては、高付加価値の自社製品である「鋳物ホーロー浴槽」及び「五右衛門風呂・羽釜風呂」、こだわりの浴槽である「やまと風呂」（わのゆ、陶器風呂、木風呂）、防災製品の「移動かまど」の拡販を重点施策としており、鋳物ホーロー浴槽については、新機種の開発にも積極的に取り組んでいるとのことです。インバウンド需要の高まりにより宿泊施設の新設・改修が増加していることから、販売体制の強化を図っているとのことです。

( ) 生産管理の徹底・強化

顧客のニーズに的確に対応できる営業活動の推進及び製品競争力の強化のため、本社工場及び吉田工場において小集団活動（注3）に継続的に取り組み、生産性向上によるリードタイム短縮や徹底したコスト削減を図っているとのことです。

本社工場では、対象者の得意とする大型鋳物部品の主力受注先である工作機械やディーゼルエンジン分野に加え、その他産業機械関連分野からの要請にも柔軟に対応できる体制を整えているとのことです。

（注3） 「小集団活動」とは、品質の管理や改善をテーマに、現場従業員をいくつかの小集団に分けて自主的に意見交換・実行する活動です。

( ) 優秀な人財の確保・育成

対象者は、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、変化に対応し企業価値を向上させることのできる優秀な人財の確保・育成が必要であると考えているとのことです。意欲のある経験値の高い人財を確保するために働き方改革を推進し働きやすい環境を整えとともに、持続的な成長を支える人財の育成にも注力していくとのことです。

このような対象者を取り巻く事業環境のもと、田中宏典氏は、対象者が今後も更なる成長を達成するために、中長期的な視点で経営戦略を立案し、それに基づく抜本的な改革施策を、機動的に実践する必要がある、具体的には以下の施策を実行することが必要であると考えております。

( ) 販売体制の構築・販売力の強化

産業機械関連事業においては、引き続き製造業の継続的な設備投資が見込まれると考えていることから、一貫生産体制を活かした高付加価値製品である定盤の拡販に注力することを考えております。具体的には2023年12月中旬にソリューションサイトである「鋳物定盤カスタムナビ」を立ち上げ、見込顧客へアプローチするデジタルマーケティングの仕組みを構築しており、当該サイトを通じた新規顧客との接点が増加したものと認識しております。

住宅機器関連分野においては、近年はインバウンド需要による宿泊施設の新設・改修の増加が見込まれると考えることから、高付加価値の自社製品である「鋳物ホーロー浴槽」、「やまと風呂」の拡販に注力することを考えております。また、防災意識の高まりにより移動かまどのニーズも高まるものと想定しております。具体的には、上記と同様に、「鋳物ホーロー浴槽」のソリューションサイトを2024年9月中旬に立ち上げ鋳物ホーロー浴槽の魅力を発信し、顧客接点を増やし問い合わせ件数の増加に繋げていきます。2024年12月迄には「移動かまど」、2025年には「やまと風呂」のソリューションサイトへと拡大することで、拡販体制を構築することを考えております。

( ) デジタル化による生産性の向上

上記( )でのソリューションサイトの立ち上げによる拡販を進めた上で、生産管理面においても、積極的なデジタル投資を実施することで、生産業務プロセスを可視化し、リードタイム短縮や徹底したコスト削減による生産性の向上を進めてまいります。

( ) 設備投資による製品競争力の強化

事業環境が大きく変わる中で、中長期的な成長を実現していくためには、積極的な設備投資を進め、製品の競争力を強化していく必要があると考えております。

具体的には、対象者の主要設備である鋳物ホーロー浴槽を生産するためのVプロセス鋳造法(注4)の設備や、吉田工場の電気炉、鋳物ホーロー浴槽の品質を向上させるための焼成炉等の総額10億円超の更新投資を検討しております。なお、更新投資に係る投資期間は未定です。また、定盤の競争力強化のための大型五面加工機(注5)の新設投資を考えております。また、既存の技術領域に留まらない付加価値の高い独自技術を確立していくため、振動を吸収する防振定盤や、錆びにくくする防錆定盤といった現状の商品ラインナップに加え、鋳物の材質を研究し、高精度な大型の定盤の開発を検討しております。

(注4) 「Vプロセス鋳造法」とは、張り合わせたフィルムの中を吸引し真空状態を作り、砂を固めて鋳型を作る鋳造法です。

(注5) 「大型五面加工機」とは、一回の切削で多くの材料を除去できる等の高度な技術を持ち、航空機や鉄道車両メーカー等の高い製品精度を要求される基幹産業の各分野で導入されており、数メートルから十数メートルの工作物の五つの面を一度に加工することができる工作機械です。

一方で、田中宏典氏は、上記の各施策の実践は、中長期的に見れば対象者の事業の成長及び収益の安定化が見込まれるものの、直に対象者の利益に貢献できるものではなく、相応の時間と経営資源の投資等の多額の各種先行投資が必要となることから、短期的には対象者の利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるものと想定しております。現状、対象者が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、資本市場からの十分な評価を得ることができず、対象者株式の市場株価に悪影響を及ぼす等の不利益を対象者の少数株主の皆様にご提供する可能性があると考えております。

また、田中宏典氏は、2022年4月に行われた東京証券取引所における市場区分の見直しに関し、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として流通株式時価総額10億円以上の基準が設けられている中、2023年12月31日時点における流通株式時価総額が4.72億円であり、このままでは当該基準への不適合により上場廃止に至るおそれがあると認識しております。そのため、本取引を行うことによって、対象者の少数株主の皆様へ、対象者株式の上記上場維持基準への不適合による上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、対象者株式の売却機会を提供することが、対象者の少数株主の皆様にとっても合理的な選択であるとの判断に至りました。

更に、田中宏典氏は、対象者株式の非公開化にあたって、これまでの対象者の事業運営と、非公開化後の事業運営の連続性を確保するため、これまで対象者の競争力・収益力・財務体質の改善を推進してきた自らが継続して経営を行い、上記の各施策を実行していくことが対象者の成長にとって必要であると考えました。

また、近年の資本市場に対する規制強化により、金融商品取引法や東京証券取引所規則等の各種適用法令等に基づく継続的な情報開示に要する費用や監査費用等の、株式の上場を維持するために必要なコストは増加しており、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担となっていることは否定できない一方で、対象者として当面エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達必要性は見込まれず、また既に一定のブランド力や信用力は確立されていることから、上場維持による大規模な資金調達や、ブランド力や信用力の向上といったメリットは相対的に減少しているものと認識しております。

上記を踏まえ、田中宏典氏は、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、マネジメント・パイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化することが、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響やリスクを回避するとともに、中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速果敢に実践し、対象者の企業価値を向上させるために最も有効な手段であるとの判断に至りました。

以上の考えのもと、田中宏典氏は、2024年6月中旬から対象者株式の非公開化について具体的な検討を開始し、同月下旬に対象者に対して本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨を口頭にて打診し、対象者から

本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨を確認いたしました。また、田中宏典氏は、本取引を検討するにあたり、2024年6月中旬、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任した上で、2024年7月下旬からデュー・ディリジェンスを開始し（デュー・ディリジェンスは2024年9月上旬まで実施）、2024年8月6日、対象者に対して本取引の実施に関する正式な意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。その後、田中宏典氏は2024年8月9日、対象者から、本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」で定義します。以下同じです。）を設置した旨の連絡を受けました。また、田中宏典氏は、2024年10月2日、本公開買付けによる対象者株式の取得及び所有を目的として、公開買付者を設立いたしました。そして、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の直近の株価動向等を総合的に勘案し、2024年10月9日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,300円とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月8日の対象者株式の終値1,232円に対して5.52%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,232円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じとします。）に対して5.52%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,074円に対して21.04%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,001円に対して29.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月15日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティンググループ」といいます。）が行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは到底言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同月18日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,420円とする旨の二回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月17日の対象者株式の終値1,247円に対して13.87%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,205円に対して17.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して29.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,014円に対して40.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月25日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ到底言えず、また本取引と同様に非公開化を前提としたMBO等の一般的な他社類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえると、当該提案価格は十分な価格であるとは言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同月28日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,500円とする旨の三回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月25日の対象者株式の終値1,156円に対して29.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,203円に対して24.69%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,089円に対して37.74%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,030円に対して45.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月31日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ到底言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、2024年11月1日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,610円とする旨の四回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月31日の対象者株式の終値1,185円に対して35.86%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,216円に対して32.40%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して46.90%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,037円に対して55.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は2024年11月6日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,620円とし、当該公開買付価格の提案を最終提案として検討いただきたい旨の五回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年11月5日の対象者株式の終値1,180円に対して37.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,199円に対して35.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,107円に対して46.34%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,041円に対して55.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月7日、本特別委員会より、当該提案価格は対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果の下限値に近接する金額であること踏まえ、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同月8日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,620円とし、当該公開買付価格は公開買付者として最大限の価格であり、引き上げることは困難であることから、当該公開買付価格で応諾いただきたい旨の六回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年11月7日の対象者株式の終値1,148円に対して41.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,192円に対して35.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,119円に対して44.77%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,044円に対して55.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格

です。これに対し、公開買付者は同日、本特別委員会より、当該提案価格に応諾する旨の回答を受領いたしました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月11日、本公開買付価格を1,620円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

対象者は、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年8月6日に、公開買付者から本意向表明書が提出されたことを踏まえ、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。

下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、対象者は、2024年8月9日に本取引と同種の取引に関する公表内容等を踏まえ、独立性及び専門性・実績等を検討の上、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループを、それぞれ本特別委員会の承認を得られることを条件として選任したとのことです。そして、対象者は、本取引の公正性を担保するため、森・濱田松本法律事務所による本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に当たっての留意点等についての助言を踏まえ、直ちに、公開買付者及び不応募合意株主から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

対象者は、2024年8月9日開催の臨時取締役会決議により、対象者の独立社外取締役であり、公認会計士・税理士として培われた幅広い知識と経験を有する蔵田修取締役、対象者の独立社外取締役であり、事業会社の管理担当取締役等を歴任し、経営に関する豊富な経験と高度かつ専門的な見識を有する黒川康治取締役、及び弁護士として多数のM&A案件に関与した経験を有するとともに、本取引に類似する構造的な利益相反関係のあるM&A取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する熊澤誠氏(社外有識者、新幸総合法律事務所パートナー弁護士)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置し(なお、熊澤誠氏は対象者の取締役又は監査役ではないとのことです。)、対象者は、熊澤誠氏が、上記のとおり、弁護士として多数のM&A案件に関与した経験を有するとともに、本取引に類似する構造的な利益相反関係のあるM&A取引における特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有することを理由として、社外有識者として特別委員に就任することを依頼したとのことです。)、本特別委員会に対し、( )本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、( )対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること(なお、( )の検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性(本取引のために講じられた公正性担保措置の内容を含む。))について検討・判断するものとしております。)(以下( )及び( )を総称して「本諮問事項」といいます。))について諮問したとのことです。

また、対象者は、上記臨時取締役会において、本特別委員会の設置にあたり、対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとする、及び本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を承認しない(本公開買付けに賛同しないことを含む。))ものとすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、公開買付者との間で取引条件等についての交渉(対象者役員やファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを通じて間接的な交渉を含む。))を行うこと、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担します。))、又は、財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含む。))すること(なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。))、本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、事業

計画の内容及び作成の前提に係る情報を含め、対象者の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しているとのことです（当該取締役会における決議の方法については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。 )。

また、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2024年8月19日、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルティンググループ並びに対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。

さらに、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者及び不応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、本取引に係る検討、交渉及び判断（対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。 )は、全て公開買付者及び不応募合意株主から独立した者が担当することとした上で、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に関して公開買付者の検討、交渉及び判断に参加若しくは補助する者は関与せず、公開買付者及び不応募合意株主からの独立性が認められる役職員3名のみで構成するものとしており、2024年8月19日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

かかる体制の下で、対象者は、山田コンサルティンググループから対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

本特別委員会は、本取引に係る公開買付者の提案内容を踏まえ、事業内容、経営環境、経営課題やそれに対して現状想定している経営戦略、事業計画の内容及び前提、対象者における本取引の検討体制及び検討経緯並びに本取引の背景、目的及び効果等について対象者から説明を受け、これらの点に関する検討及び協議を行ったとのことです。中でも、山田コンサルティンググループが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする事業計画に関しては、本特別委員会は、当該事業計画が、公開買付者及び不応募合意株主から独立した者（下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、対象者における本取引に関する検討体制には、本取引に関する公開買付者の検討、交渉及び判断に参加若しくは補助する者は関与せず、公開買付者及び不応募合意株主からの独立性が認められる役職員のみで構成することとされているとのことです。 )により作成されていることについて確認するとともに、その作成過程においても、作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しているとのことです。また、本特別委員会は、公開買付者と直接面談を行うこと等を通じて、対象者の経営環境、経営課題、本取引の目的及び背景（本取引に係る提案を上記の時期に行うに至った背景を含みます。 )、経緯、非公開化の必要性、目的及び効果等、本取引後の経営方針、本取引のスキーム、本取引における諸条件等について、確認を行ったとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は、2024年10月9日、公開買付者から本公開買付価格を1株当たり1,300円とする最初の提案を受け、以降、本特別委員会が、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルティンググループから聴取した対象者の株式価値の試算結果や公開買付者との交渉方針等を含めた財務的な意見を踏まえ、公開買付者との間で、本公開買付価格を含む本取引に関する取引条件について、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルティンググループを通じて、継続的に協議及び交渉を行ったとのことです。具体的には、2024年10月9日に、対象者は、公開買付者より本公開買付価格を1株当たり1,300円とする提案を受領したものの、2024年10月15日に、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。その後、本特別委員会は、2024年10月18日に、公開買付者より本公開買付価格を1株当たり1,420円とする二回目の提案を受領したものの、対象者の少数株主の利益に配慮する観点に加え、本取引と同様に非公開化を前提としたMBO等の一般的な他社類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえると、当該提案価格は十分な価格であるとは未だ到底言えないと考え、2024年10月25日に、再度、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。その後、本特別委員会は、2024年10月28日に、公開買付者よ

り本公開買付価格を1株当たり1,500円とする三回目の提案を受領したものの、対象者の少数株主の利益に配慮する観点に加え、本取引と同様に非公開化を前提としたMBO等の一般的な他社類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえると、当該提案価格は十分な価格であるとは未だ到底言えないと考え、2024年10月31日に、再度、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。その後、対象者は、2024年11月1日に、公開買付者より本公開買付価格を1株当たり1,610円とする四回目の提案を受領したものの、第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ言えないと考え、2024年11月6日に、再度、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。その後、対象者は、2024年11月6日に、公開買付者より本公開買付価格を1株当たり1,620円とする五回目の提案を受領したものの、当該提案価格は第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果の下限値に近接する金額であること等を踏まえて、2024年11月7日に、再度、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。その後、対象者は、2024年11月8日に、公開買付者より、1,620円が最大限の価格提案であり引き上げが困難であるとして、本公開買付価格を1,620円とする再提案を受けたとのことです。本特別委員会は、当該提案の妥当性について、対象者が山田コンサルティンググループから提出を受けた山田コンサルティンググループ作成の対象者の株式価値の算定結果に関する2024年11月8日付株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容も踏まえて改めて慎重に検討を行い、同日、当該提案を応諾したとのことです。このように、本特別委員会は、公開買付者との間で、継続的に本公開買付価格の交渉を行ってきたとのことです。

さらに、対象者は、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から、2024年11月8日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言及び山田コンサルティンググループから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループは、産業機械関連事業と住宅機器関連事業の2部門で事業活動を行ってきたとのことです。

しかし、対象者を取り巻く経営環境につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等による原材料価格の高騰により、依然として先行きの不透明な状況が続くと予想されるとのことです。

かかる状況の中で、対象者は公開買付者から、本取引に係る協議・交渉の過程において、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者が今後も更なる成長を達成するためには、中長期的な視点で経営戦略を立案し、それに基づく抜本的な改革施策を機動的に実践する必要があると、具体的には、産業機械関連事業においては一貫生産体制を活かした高付加価値製品である定盤の拡販に注力し、また住宅機器関連分野においては高付加価値の自社製品である「鋳物ホーロー浴槽」、「やまと風呂」の拡販に注力するといった「販売体制の構築・販売力の強化」、ソリューション型DXを活用したデジタル化による拡販の促進に加え、積極的なデジタル投資により生産業務プロセスを可視化し生産性の向上を進めるといった「デジタル化による生産性の向上」、主要設備である鋳物ホーロー浴槽を生産するためのVプロセス鋳造法の設備や、吉田工場の電気炉、鋳物ホーロー浴槽の品質を向上させるための焼成炉の更新、定盤の競争力強化のための大型五面加工機の新設投資や、高精度な大型の定盤の開発を行うといった「設備投資による製品競争力の強化」の施策を提案され、対象者としての当該施策の効果及び影響等について慎重に検討を行ったとのことです。対象者としても、公開買付者から提案を受けた各施策は対象者での従前からの検討内容と軌を一にするものであることに加えて、「販売体制の構築・販売力の強化」については、対象者でも一部検討及び実施を開始しているとのことです。対象者製品へのニーズの高まりが見込まれることを踏まえ、今まで以上に拡販体制の構築を強化すべきと考えられる点、「デジタル化による生産性の向上」については、原材料高騰等の外部環境にも対応すべく、生産性向上によるリードタイム短縮や徹底したコスト削減をこれまで以上に推進していく必要があると認識している点、「設備投資による製品競争力の強化」についても、生産性向上を通じてコスト削減につながることに加えて、大型の定盤等についても新たな需要が見込まれる点から、いずれの施策も、これまでの事業基盤を維持・活用しながら実施することにより、中長期的な観点から対象者の持続的な成長及び企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

しかしながら、上記の各施策の実践は、中長期的に見れば対象者の事業の成長及び収益の安定化が見込まれるものの、直ちに対象者の利益に貢献できるものではなく、相応の時間と経営資源の投資等の多額の各種先行投資

が必要となることから、短期的には対象者の利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるとのことです。現状、対象者が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、資本市場からの十分な評価を得ることができず、対象者株式の市場株価に悪影響を及ぼす等の不利益を対象者の一般株主の皆様にご与える可能性があるとのことです。

また、対象者は、2022年4月に行われた東京証券取引所における市場区分の見直しに関し、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として流通株式時価総額10億円以上の基準が設けられている中、2023年12月31日時点における流通株式時価総額が4.72億円であり、当該基準を充たしていなかったことから、対象者は、2021年12月24日付の「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」において公表したとおり、対象者の金融機関を含む事業法人株主が保有する株式の縮減、並びに、企業価値の向上、すなわち、株価の上昇を上場維持基準の適合に向けた取組みとして掲げていたとのことです。もっとも、については、事業法人株主が保有する株式の売却は実現できていない状況にあり、また、については、営業力の強化、生産性の向上とコスト削減及び製品開発の強化を進めてきたとのことです。上場維持基準の適合に十分な企業価値の向上には至っておらず、このままでは当該基準に抵触し、上場維持が困難となるおそれがあるとのことです。そのため、本取引を行うことによって、対象者の一般株主の皆様、対象者株式の当該基準に抵触することによる上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、対象者株式の売却機会を提供することが、対象者の一般株主の皆様にとっても最善の選択であると判断したとのことです。

また、近年の資本市場に対する規制強化により、金融商品取引法や東京証券取引所規則等の各種適用法令等に基づく継続的な情報開示に要する費用や監査費用等の、株式の上場を維持するために必要なコストは増加しており、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担となっていることは否定できない一方で、対象者として当面エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の実現性は見込まれず、また既に一定のブランド力や信用力は確立されていることから、上場維持の必要性は相対的に減少しているものと認識しているとのことです。

以上を踏まえ、対象者は、2024年11月11日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、(a)本公開買付価格(1,620円)が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載されている山田コンサルティンググループによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っていること、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,124円に対して44.13%、2024年11月8日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,187円に対して36.48%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,123円に対して44.26%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,046円に対して54.88%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、2019年6月28日以降、2024年10月15日までの間に公表されたマネジメント・バイアウト(MBO)事例137件における平均的なプレミアム水準(公表日の前営業日を基準日として、基準日、基準日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の平均値(42.02%、45.36%、47.21%及び47.32%))と比較して妥当な水準であること、(c)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が6回行われ、より具体的には、対象者において、本特別委員会との協議、山田コンサルティンググループによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や財務的見地からの助言及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言等を踏まえて、公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること、(e)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、事前に交渉方針を確認するとともに、適時にその状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行った上で、本公開買付価格を含む本取引の条件について妥当である旨の意見を述べていること等を踏まえ、対象者は、2024年11月11日開催の取締役会において、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、対象者は、本取引の公表前に、2024年8月9日に「第2四半期(中間期)の業績予想数値と実績数値との差異に関するお知らせ及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2024年12月期通期の業績予想を修正しているとのことです。かかる業績予想修正は、通常の決算処理の方法及び有価証券上場規程に従って適切に行われたものであり、本取引に関連して、又は、本取引を意図して行われたものではないとのことです。

また、本公開買付価格は、対象者の2024年9月30日現在の簿価純資産である2,930,268千円（百の位を四捨五入しております。）を、自己株式控除後の発行済株式総数（1,316,358株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である2,226円（本公開買付価格は当該金額との比較で27.22%のディスカウント）を下回っているものの、仮に対象者が清算する場合においても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、即時・一括の売却が困難と考えられる汎用性の乏しい製造工場は更地での売却が必要であることが見込まれ、その場合には建物の解体費用が発生し、また、土壤汚染調査費用等が必要になると考えられること、対象者の所有する製造設備類は、大型かつ特殊で汎用性が乏しく、取得後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると、簿価により売却することが困難であることに加えて処分費用を要すると見込まれること、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定されるとのことであります。なお、対象者においては、清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っており、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される想定清算価値を上回っていることの確認までは行っていないとのことです。また、純資産額は、対象者の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、2024年11月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役会における決議の方法については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、田中宏典氏は、本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しており、上記「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を推進する予定です。なお、本取引後も対象者の現在の経営体制を維持することを基本方針としておりますが、公開買付者と対象者のその他の取締役との間では、本取引後の役員就任及び処遇について何らの合意も行っており、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は本スクイズアウト手続の完了後に、公開買付者を吸収合併消滅会社、対象者を吸収合併存続会社とする本合併を行うことを予定しておりますが、その時期については、本書提出日現在、未定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、下記のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定であり、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は2025年2月中旬を予定しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生じる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び不応募合意株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対し、公開買付者及び不応募合意株主のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、不応募合意株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。なお、株式併合の効力発生日の直前時点において、公開買付者及び不応募合意株主以外の、田中宏典氏が所有する対象者株式の数（93,520株、所有割合：7.10%）以上、広

島運輸が所有する対象者株式の数(241,200株、所有割合:18.32%)未満の対象者株式を所有する者(以下「多数保有株主(田中宏典氏)」といいます。)、又は、広島運輸が所有する対象者株式の数(241,200株、所有割合:18.32%)以上の対象者株式を所有する者(以下「多数保有株主(広島運輸)」といいます。))が存在することを可及的に避け、本スキーズアウト手続完了後の対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするため、

田中宏典氏から公開買付者、又は、田中宏典氏及び広島運輸から公開買付者に対する株式の貸付けを行う可能性があります。具体的には、本公開買付けの決済後において多数保有株主(田中宏典氏)が存在し、又は、株式併合の効力発生の直前時点において多数保有株主(田中宏典氏)が生ずることが見込まれる場合には、田中宏典氏が、公開買付者の指示に従い、株式併合の効力発生前を効力発生時として、田中宏典氏が所有する対象者株式を公開買付者に無償で貸し付ける可能性があり、また、本公開買付けの決済後において多数保有株主(広島運輸)が存在し、又は、株式併合の効力発生の直前時点において多数保有株主(広島運輸)が生ずることが見込まれる場合には、田中宏典氏及び広島運輸が、公開買付者の指示に従い、株式併合の効力発生前を効力発生時として、田中宏典氏及び広島運輸がそれぞれ所有する対象者株式を、公開買付者に無償で貸し付ける可能性があります(のうち、広島運輸が所有する対象者株式を公開買付者に無償で貸し付ける取引を、以下「本株式貸借(広島運輸)」といいます。))。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び不応募合意株主を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付けに当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家に確認いただきますようお願いいたします。

また、上記の手続により、本スキーズアウト手続が2025年3月31日までに完了することが見込まれる場合、公開買付者は、対象者に対して、本スキーズアウト手続が完了していることを条件として、2024年12月期に係る対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、本スキーズアウト手続完了後の株主(公開買付者及び不応募合意株主を意味します。)のみとするため、対象者において定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の2024年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スキーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

本不応募契約（広島運輸）

公開買付者は、2024年11月11日付で、広島運輸（所有株式数：241,200株、所有割合：18.32%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨の契約を締結しております。

また、本公開買付けの決済後において、多数保有株主（広島運輸）が存在し、又は、株式併合の効力発生の直前時点において多数保有株主（広島運輸）が生ずることが見込まれる場合には、本スクイズアウト手続完了後の対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするため、広島運輸が、公開買付者の指示に従い、本株式貸借（広島運輸）を実行する予定であることを合意しております。但し、株式併合の効力発生日の直前時点において、多数保有株主（広島運輸）が生ずることが見込まれない場合には、本株式貸借（広島運輸）は実行しないものとします。

なお、本不応募契約において、広島運輸及び公開買付者は、本株式貸借（広島運輸）が実行された場合には、株式併合の完了後、本株式貸借（広島運輸）を解消し、広島運輸に対して、本株式貸借（広島運輸）の対象である対象者株式と同等の対象者株式を返還すること、及びかかる対象者株式の返還を実行するため、当該返還に先立って、公開買付者と広島運輸が共同して、対象者をして対象者株式の分割を行わせることを合意しております。

本不応募合意（田中宏典氏）

公開買付者は、2024年11月11日付で、田中宏典氏（所有株式数：93,520株、所有割合：7.10%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を口頭で合意しております。

応募合意（ティーワン）

公開買付者は、2024年11月11日付で、ティーワン（所有株式数：85,504株、所有割合：6.50%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を口頭で合意しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年11月12日（火曜日）から2024年12月23日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	2024年11月12日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金1,620円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 （ ）	-
株券等預託証券 （ ）	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の直近の株価動向等を参考に、対象者との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、公開買付者は、2024年11月11日、本公開買付価格を1,620円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料及び対象者の直近の株価動向を参考に等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である1,620円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,124円に対して44.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,187円に対して36.48%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,123円に対して44.26%及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,046円に対して54.88%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1,620円は、本書提出日の前営業日である2024年11月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,145円に対して41.48%プレミアムを加えた金額となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、田中宏典氏は、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象会社を非公開化することが、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響やリスクを回避するとともに、中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速果敢に実践し、対象者の企業価値を向上させるために最も有効な手段であると考えに至り、2024年6月中旬から対象者株式の非公開化について具体的な検討を開始し、同月下旬に対象者に対して本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨を口頭にて打診し、対象者から本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨を確認いたしました。また、田中宏典氏は、本取引を検討するにあたり、2024年6月中旬、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任した上で、2024年7月下旬からデュー・ディリジェンスを開始し(デュー・ディリジェンスは2024年9月上旬まで実施)、2024年8月6日、対象者に対して本意向表明書を提出いたしました。そして、田中宏典氏は2024年8月9日、対象者から、本特別委員会を設置した旨の連絡を受けました。また、田中宏典氏は、2024年10月2日、本公開買付けによる対象者株式の取得及び所有を目的として、公開買付者を設立しました。そして、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の直近の株価動向等を総合的に勘案し、2024年10月9日、本公開買付価格を1,300円とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月8日の対象者株式の終値1,232円に対して5.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,232円に対して5.52%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,074円に対して21.04%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,001円に対して29.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月15日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは到底言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同月18日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,420円とする旨の二回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月17日の対象者株式の終値1,247円に対して13.87%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,205円に対して17.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して29.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,014円に対して40.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月25日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ到底言えず、また本取引と同様に非公開化を前提としたMBO等の一般的な他社類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえると、当該提案価格は十分な価格であるとは言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同月28日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,500円とする旨の三回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月25日の対象者株式の終値1,156円に対して29.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,203円に対して24.69%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,089円に対して37.74%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,030円に対して45.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月31日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ到底言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、2024年11月1日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,610円とする旨の四回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年10月31日の対象者株式の終値1,185円に対して35.86%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,216円に対して32.40%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して46.90%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,037円に対して55.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、</p>
-------	--

公開買付者は2024年11月6日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえ、当該提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格であるとは未だ言えないとして、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,620円とし、当該公開買付価格の提案を最終提案として検討いただきたい旨の五回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年11月5日の対象者株式の終値1,180円に対して37.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,199円に対して35.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,107円に対して46.34%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,041円に対して55.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同月7日、本特別委員会より、当該提案価格は対象者の第三者算定機関である山田コンサルティンググループが行った対象者の事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果の下限値に近接する金額であること踏まえ、本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、同月8日、本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,620円とし、当該公開買付価格は公開買付者として最大限の価格であり、引き上げることは困難であることから、当該公開買付価格で応諾いただきたい旨の六回目の価格提案書を提出いたしました。なお、当該公開買付価格は、当該提案日の前営業日である2024年11月7日の対象者株式の終値1,148円に対して41.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,192円に対して35.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,119円に対して44.77%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,044円に対して55.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は同日、本特別委員会より、当該提案価格に応諾する旨の回答を受領いたしました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月11日、本公開買付価格を1,620円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、下記のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルティンググループに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年11月8日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。

山田コンサルティンググループは、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本取引に係る山田コンサルティンググループに対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び本スクイズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされており、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系により山田コンサルティンググループを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、本特別委員会は、第1回の会合において、山田コンサルティンググループの独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。

山田コンサルティンググループは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して、対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者株式の価値評価の算定手法として、事業内容や収益性の対象者との類似性における制約に鑑み、類似会社比較法は採用していないとのことです。さらに、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、対象者は、山田コンサルティンググループから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

山田コンサルティンググループが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価法：1,046円～1,187円

DCF法：1,609円～1,928円

市場株価法では、2024年11月8日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,124円、直近1ヶ月間（2024年10月9日から2024年11月8日まで）の終値単純平均値1,187円、直近3ヶ月間（2024年8月9日から2024年11月8日まで）の終値単純平均値1,123円、直近6ヶ月間（2024年5月9日から2024年11月8日まで）の終値単純平均値1,046円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,046円から1,187円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2024年12月期から2028年12月期までの事業計画、対象者の2024年12月期第3四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2024年12月期第4四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,609円から1,928円までと算定しているとのことです。なお、割引率は、4.69%～5.69%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用しているとのことです。

山田コンサルティンググループがDCF法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりであるとのことです。なお、山田コンサルティンググループがDCF法に用いた対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年12月期において、2023年12月期の営業利益 30百万円に対して 130百万円の予想営業利益となっているとのことです。当該100百万円分の減少は、受注減少による予想売上高の減少と原材料や電力料等の値上がりによる費用増加によるものとのことです。また、2025年12月期において、2024年12月期の予想営業利益前年 130百万円に対して38百万円の予想営業利益となっているとのことです。当該92百万円分の増加は、工作機械業界の需要増加に伴う得意先からの増産要請が見込まれることによる予想売上高の増加が主要因とのことです。同様に、2026年12月期において、2025年12月期の予想営業利益前年38百万円に対して61百万円の予想営業利益となっているとのことです。当該23百万円分の増加も前述の工作機械業界の需要増加に伴う得意先からの増産要請に加え、OEM先の販売増加が見込まれることによる予想売上高の増加が主要因とのことです。また、2027年12月期において、2026年12月期の予想フリー・キャッシュ・フロー 148百万円に対して103百万円の予想フリー・キャッシュ・フローとなっているとのことです。当該251百万円の増加は設備投資額の減少（2026年12月期308百万円に対して2027年12月期110百万円であり、198百万円の減少。2026年12月期において、本取引の検討開始以前から計画していた吉田工場の設備の老朽化に伴う大型投資（塗装ブース及び外装吹付装置の設置等）を実施予定であるため、2027年12月期は対前年比で大幅に減少）及び減価償却費の増加（2026年12月期169百万円に対して2027年12月期208百万円であり、39百万円の増加。2026年12月期において308百万円の設備投資を予定しているため増加）が主要因とのことです。同様に、2028年12月期において、2027年12月期の予想フリー・キャッシュ・フロー103百万円に対して169百万円の予想フリー・キャッシュ・フローとなっているとのことです。当該66百万円の増加は運転資本増加額の減少（2027年12月期59百万円に対して2028年12月期6百万円で53百万円の減少。予想売上高及び予想営業費用の増加が緩やかになったことに伴い、運転資本増加額が減少）が主要因とのことです。また、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該事業計画には加味していないとのことです。

（単位：百万円）

	2024年12月期 (3ヶ月)	2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期	2028年12月期
売上高	1,145	4,661	4,846	5,016	5,043
営業利益	12	38	61	73	81
E B I T D A	17	184	230	281	285
フリー・ キャッシュ・ フロー	67	204	148	103	169

山田コンサルティンググループは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。但し、山田コンサルティンググループは、算定の基礎とした対象者の事業計画について、複数回、対象者と質疑応答を行い、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、対象者の事業計画の合理性を確認しているとのことです。また、山田コンサルティンググループの算定は、2024年11月8日までの上記情報を反映したものとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、2024年8月9日に、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程及び方法その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

森・濱田松本法律事務所は、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係る森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の会合において、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引がいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2024年8月9日開催の対象者臨時取締役会において、本特別委員会を設置したとのことです。対象者は、これに先立つ2024年8月6日に、公開買付者から本意向表明書を受領したとのことです。対象者は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2024年8月9日に公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者から独立した対象者のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループをそれぞれ選任し、森・濱田松本法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に当たっての留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者及び不応募合意株主から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、特別委員会の委員の候補となる対象者の社外取締役、社外監査役及び社外有識者について、公開買付者及び不応募合意株主からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないことに加え、委員としての適格性を有することを確認した上で、対象者の独立社外取締役であり、公認会計士・税理士として培われた幅広い知識と経験を有する蔵田修取締役、対象者の独立社外取締役であり、事業会社の管理担当取締役等を歴任し、経営に関する豊富な経験と高度かつ専門的な見識を有する黒川康治取締役、及び弁護士として多数のM&A案件に関与した経験を有するとともに、本取引に類似する構造的な利益相反関係のあるM&A取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する熊澤誠氏(社外有識者、新幸総合法律事務所 パートナー弁護士)の3名によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、対象者は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、熊澤誠氏が本特別委員会の委員長に就任したとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、熊澤誠氏は対象者の取締役又は監査役ではないとのことです。対象者は、熊澤誠氏が、上記のとおり、弁護士として多数のM&A案件に関与した経験を有するとともに、本取引に類似する構造的な利益相反関係のあるM&A取引における特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有することを理由として、社外有識者として特別委員に就任することを依頼したとのことです。

そして、対象者は、上記臨時取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとする。及び本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を承認しない（本公開買付けに賛同しないことを含む。）ものとするを決議するとともに、本特別委員会に対し、公開買付者との間で取引条件等についての交渉（対象者役職員やファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを通じた間接的な交渉を含む。）を行うこと、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザー等を選任し（この場合の費用は対象者が負担します。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる。と判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。）、本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、事業計画の内容及び作成の前提に係る情報を含め、対象者の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議したとのことです。

本特別委員会は、2024年8月19日から2024年11月8日までに、会合を合計11回、16時間開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、まず、2024年8月19日に開催された第1回の会合において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルティンググループ並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しているとのことです。

また、本特別委員会は、第1回会合において、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしているとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者から、事業内容、経営環境、経営課題やそれに対して現状想定している経営戦略、事業計画の内容及び前提、対象者における本取引の検討体制及び検討経緯並びに本取引の背景、目的及び効果等について説明を受け、これらの点に関する検討及び協議を行ったとのことです。その中でも、山田コンサルティンググループが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする事業計画に関しては、本特別委員会は、当該事業計画が、公開買付者及び不応募合意株主から独立した者（下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、対象者における本取引に関する検討体制には、本取引に関する公開買付者の検討、交渉及び判断に参加若しくは補助する者は関与せず、公開買付者及び不応募合意株主からの独立性が認められる役職員のみで構成することとされているとのことです。）により作成されていることについて確認するとともに、その作成過程においても、作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しているとのことです。また、公開買付者と直接面談を行うこと等を通じて、対象者の経営環境、経営課題、本取引の目的及び背景（本取引に係る提案を上記の時期に行うに至った背景及び東京証券取引所のスタンダード市場の上場維持基準への適合に向けての対象者の取組み状況への評価等を含みます。）、経緯、非公開化の必要性、目的及び効果等、本取引後の経営方針、本取引のスキーム、本取引における諸条件等について、確認を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、山田コンサルティンググループから、対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです（なお、山田コンサルティンググループは、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画について、複数回にわたって対象者と質疑応答を行い、その内容を分析及び検討しており、また、本特別委員会は、その内容及び作成経緯等について、対象者の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しているとのことです。）。また、森・濱田松本法律事務所から、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手續面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けたとのことです。そして、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者から本公開買付価格を1株当たり1,620円とする旨の提案を受けるに至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を対象者に複数回意見するなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。その結果、対象者は、2024年11月8日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり1,620円とすることを含む提案を受け、結果として合計6回の提案を受け、本公開買付価格を引き上げているとのことです。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、複数回、対象者が公表予定の対象者プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2024年11月8日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申内容

- ( ) 本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること並びに対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである。
- ( ) 諮問事項( )において検討した内容が考慮要素となること、上記諮問事項( )について問題があるとは考えられないことから、本取引についての決定（本公開買付けに対して、賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

(b) 答申理由

- ( ) 以下の点より、対象者が置かれた事業環境、対象者の経営戦略及び本取引の実行により想定される施策及び効果等に照らし、本取引により非公開化することが対象者の企業価値の向上に資するとの対象者の判断には合理性が認められる。
  - ア 対象者の経営成績及び財政状態は、設備投資及び建設投資等の市場環境の動向、並びに原材料価格の市況の動向の影響を受けやすい面があり、事業環境に左右されにくい安定的な収益の確保が図れる強固な企業体質を構築すること、製造等の設備の老朽化に対する対応が中長期的な会社の経営戦略・課題であると認識しているが、本特別委員会としても同様の認識である。
  - イ かかる経営戦略・課題のもと、対象者は、( )製品の販売増大及び販売体制の強化、( )生産管理の徹底、強化、( )優秀な人財の確保・育成といった事項を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として掲げ、取り組んでいる最中である。特に、( )製品の販売増大及び販売体制の強化に関して、高付加価値製品の拡販を重点施策として位置付け取り組んでおり、具体的には、新機種の開発に積極的に取り組むことに加えて、2024年1月にソリューションサイトである「鋳物定盤カスタムナビ」を、2024年9月に「鋳物ホーロー浴槽」のソリューションサイト「YUMORE」を開設するなど、マーケティングの仕組みを構築し運用を開始することで、新規顧客の開拓に努力している。

	<p>ウ 経営課題の設備投資については、短期的には対象者の利益水準の低下等をもたらすリスクがあることも踏まえて、対象を老朽化に最低限対応する観点で必要と考えられるものに限定せざるを得ない状況にある。</p> <p>エ 対象者は、公開買付者提案の各施策（<input type="checkbox"/>）販売体制の構築・販売力の強化、（<input type="checkbox"/>）デジタル化による生産性の向上、及び（<input type="checkbox"/>）設備投資による製品競争力の強化）について、中長期的な観点から対象者の持続的な成長及び企業価値の向上に資するものと判断しているところ、当該各施策は、すでに対象者が実施しているものもありその方向性が同じであることに加えて、特に、新設投資や更新投資により老朽化にも対応しつつ製品競争力の強化を目指す点において、対象者の各経営課題の解決に寄与する効果が相対的に高いと考えられることを前提とすると、対象者の上記判断には不合理な点はない。</p> <p>オ 対象者及び公開買付者からは、対象者の事業基盤やブランド力や信用力はすでに確立されており、採用応募者や既存従業員は上場の有無というよりも事業内容や「ダイワブランド」にモチベーションや魅力を感じていただいている点が多いと考えている旨、当面エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達必要性はなく、上場廃止によるコンプライアンス体制の後退等は想定していない旨の説明を受けており、当該説明に不合理な点は認められず、本取引により具体的に想定される顕著なデメリットは見当たらない。</p> <p>カ 対象者は、2023年12月31日時点における流通株式時価総額が4.72億円であり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準として流通株式時価総額10億円以上の基準に抵触し、上場維持が困難となるおそれがあるところ、その対策として、（<input type="checkbox"/>）流通株式比率を上げるべく事業法人株主が保有する株式保有を縮減すること、及び（<input type="checkbox"/>）上記イに記載の取り組み等を推進し企業価値を向上させ、もって株価を上昇させることを内容とする計画を策定しているが、現時点において、上場維持のために実際に有効な解決策を見出せているとは言い難い状況である。</p> <p>キ 対象者は、対象者が上場を維持したまま公開買付者提案の各施策を実行した場合には、対象者株式の市場株価に悪影響を及ぼす等の不利益を対象者の一般株主に与える可能性があると考えているが、本特別委員会も当該判断に異論はなく、今後、上場維持のために実際に有効な解決策を見出せているとは言い難い状況にあって、上場廃止となる前に対象者株式の売却機会を提供すべきと判断したことは、やむを得ないと考えられる。</p> <p>ク 以上を総合的に考慮すると、対象者を非公開化することのメリットはそのデメリットを上回ると考えられ、本取引により対象者を非公開化することが対象者の企業価値の向上に資するものであるとの対象者の判断には合理性が認められると料する。</p> <p>（<input type="checkbox"/>）以下の点より、対象者の少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性が確保されていると認められる。</p> <p>ア 山田コンサルティンググループは、市場株価法及びD C F法により対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を算定しており、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにD C F法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、これらは現在の評価実務に照らして、一般的、合理的な手法である。なお、事業内容や収益性の対象者との類似性における制約に鑑み、類似会社比較法を採用しなかったことに不合理な点は見当たらない。</p>
--	--

- イ 本公開買付価格である1,620円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株価の終値1,124円に対して44.13%、2024年11月8日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,187円に対して36.48%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,123円に対して44.26%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,046円に対して54.88%のプレミアムがそれぞれ加算されているが、これは、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年10月15日までに公表されたMBOの一環として行われる公開買付けにおけるプレミアム水準（公表日の前日の株価に対して中央値40.50%・平均値42.02%、公表前1ヶ月間平均の株価に対して中央値42.67%・平均値45.36%、公表前3ヶ月間平均の株価に対して中央値42.21%・平均値47.21%、公表前6ヶ月間平均の株価に対して中央値43.54%・平均値47.32%）と比較して、妥当な水準のプレミアムが付されているものと思料する。
- ウ DCF法の算定の前提となる事業計画の前提に特に不合理な点は見受けられず、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認している。なお、対象者は、2024年8月9日付で、2024年12月期通期の業績予想の下方修正を行っているところ、営業利益の下方修正の主要因である経費増加の影響は事業計画に織り込み済みである旨、及び、当期純利益の下方修正の主要因は非経常的なものである旨について対象者より説明がなされており、当該下方修正による事業計画への影響を考慮する必要はないと考えられる。また、DCF法における事業価値の算出過程に用いられたWACC等の根拠に関する説明及び事業価値の算出ロジックにも、標準的な実務に照らして、特に不合理な点は見当たらなかった。また、株式価値の算定に際して加算される重要な別建資産として投資有価証券及び投資不動産が挙げられるところ、投資有価証券の大半は上場株式であり公表前1か月平均株価を基に評価されており、かつ、主な投資不動産については、近時作成された不動産鑑定士作成の不動産鑑定評価書に基づく時価評価額に準拠しており、特に不合理な点は見当たらなかった。その上で、本公開買付価格はDCF法の算定の範囲内の数値である。
- エ 本公開買付価格における交渉過程において、対象者は、本特別委員会の実質的関与のもと複数回にわたり公開買付者との交渉を行った結果、本公開買付価格は1,620円と決定され、公開買付者の当初提案から24.62%の価格の引き上げを実現した。以上のとおり、本特別委員会は、本公開買付価格の交渉について、与えられた権限を行使し、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本公開買付けが行われることを目指して交渉がなされたといえる。
- オ なお、本公開買付価格は、対象者の2024年9月30日現在の1株当たり簿価純資産額である2,226円（本公開買付価格は当該金額との比較で27.22%のディスカウント）を下回っているところ、仮に対象者が清算する場合においても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、即時・一括の売却が困難と考えられる汎用性の乏しい製造工場は更地での売却が必要であることが見込まれ、その場合には建物の解体費用が発生し、また、土壌汚染調査費用等が必要になると考えられること、対象者の所有する製造設備類は、簿価により売却することが困難であることに加えて処分費用を要すると見込まれること、企業の清算に伴い発生するコストも見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定される旨の対象者の説明に不合理な点は見受けられない。そもそも、対象者は事業継続を前提としていることから、対象者の清算価値を示す純資産額を算定において重視することは合理的ではないと思料する。

	<p>カ 本公開買付けが成立した場合には、本スクイズアウト手続が実施され、本スクイズアウト手続に係る株式併合議案に反対の株主には株式買取請求権及び価格決定請求権が認められており、かつ、本スクイズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付価格と同額となることが予定されており、これらの内容が公開買付届出書及び対象者プレスリリースにおいて開示される予定であることから、株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していると評価できる。また、一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式併合を行うという方法は、上場会社を完全子会社化し非上場化する手段としては、一般的かつ標準的な方法である。したがって、本取引の実施方法としては、妥当であると評価する。</p> <p>( )以下のとおり各種の公正性担保措置が履践されており、本公開買付けの具体的状況に基づく利益相反関係に照らすと、当該公正性担保措置の内容は、( )取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び( )少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保といういずれの視点からしても、必要十分な内容・組合せであり、かつ、現実にも実効性をもって運用されたと料する。すなわち、対象者の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められる。</p> <p>ア 対象者は、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループを選任し、本株式価値算定書を取得している。</p> <p>イ 本特別委員会は、その委員の独立性及び専門性並びに実際の運用の状況からすれば、公正性担保措置として有効に機能したと評価できる。</p> <p>ウ 対象者は、公開買付者及び不応募合意株主並びに対象者から独立した対象者のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から法的助言を受けている。</p> <p>エ 対象者は、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、公開買付者及び不応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關する対象者の役職員の範囲及びその職務（対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等高い独立性が求められる職務を含む。）を含む。）を対象者の社内に構築し、本特別委員会において、同体制につき、独立性の観点から問題がないことが承認されている。</p> <p>オ 本取引に関する取締役会における審議及び決議には、対象者との間で構造的な利益相反状態又はその疑いを回避する観点から、対象者の取締役のうち、田中宏典氏及び大津雅明氏、また、対象者の監査役のうち藤本克彦氏は一切参加しない予定であり、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切関与していない。</p> <p>カ 応募に合意予定の田中宏典氏の資産管理会社であるティーワン（所有割合：6.50%）及び田中宏典氏の親族である田中節子氏（所有割合：2.43%）及び本不応募合意株主（所有割合：合計25.43%）の合計所有割合は34.35%であるところ、本件において、公開買付価格以上の価格での対抗提案がなされた場合であっても、これらの者が現実的に売却を検討する可能性は低く、真摯な対抗提案がされることは通常は考えにくいと考えられることに鑑みると、本件において積極的マーケット・チェックが公正性担保措置として機能する場面は限定的であり、対象者主体による積極的マーケット・チェックを行っていないとも、本取引の公正性が否定されるものではないと考えられる。</p> <p>キ 本公開買付けの期間は30営業日であり、法定の最短期間より長期に確保しているとともに、公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者以外の買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意はなされていないことから、本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保はなされていると考えられる。</p>
--	--

- ク 公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を542,900株（所有割合：41.24%）としており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限設定をしていないものの、本件では、応募に合意予定のティーワン（所有割合：6.50%）及び田中節子氏（所有割合：2.43%）並びに本不応募合意株主（所有割合：25.43%）の合計所有割合は34.35%であるため、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限は議決権割合41.75%に相当することとなり、仮にマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方を採用したとすれば設定されたであろう下限数と実際の下限数の差は議決権割合ベースで1%未満であり、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することの意義は大きくないと考えられることに加えて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定が本公開買付けの成否を不安定なものとする公開買付者の説明にも一定の合理性があり、充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行っていないとも、本取引の公正性が否定されるものではないと考えられる。
- ケ 本取引においては、本公開買付けが成立した場合には、本スクイズアウト手続が実施され、本スクイズアウト手続に係る株式併合議案に反対の株主には株式買取請求権及び価格決定請求権が認められており、かつ、本スクイズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付価格と同額となること等が予定されており、これらの内容が公開買付届出書及び対象者プレスリリースにおいて開示される予定であることから、株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していると評価できる。
- コ 公開買付者及び対象者から、法令及び金融商品取引所の適時開示規制による開示制度を遵守するのみならず、公開買付届出書、意見表明報告書及びプレスリリースにおいて本特別委員会に関する情報、株式価値算定書に関する情報及びその他に関する情報が開示される予定であり、対象者の株主の適切な判断に資する充実した情報の開示であると評価できる。

#### 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者及び不応募合意株主から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、本取引に係る検討、交渉及び判断（対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。）は、全て公開買付者及び不応募合意株主から独立した者が担当することとした上で、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に関して公開買付者の検討、交渉及び判断に参加若しくは補助する者は関与せず、公開買付者及び不応募合意株主からの独立性が認められる役職員3名のみで構成することとし、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

公開買付者に対して提示する事業計画、並びに山田コンサルティンググループが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする事業計画は、必要に応じて、山田コンサルティンググループのサポートを得つつ、公開買付者及び不応募合意株主から独立した者による主導の下作成されており、その作成過程においても、本特別委員会に対して作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明が行われるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けているとのことです。また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関する対象者の役職員の範囲及びその職務（対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。）を含みます。）は、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、山田コンサルティンググループから受けた財務的見地からの助言及び山田コンサルティンググループから取得した本株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本株式価値算定書の算定結果、本公開買付価格のプレミアム水準、公開買付者との交渉過程及び本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年11月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（田中宏典氏及び大津雅明氏を除く、取締役4名（高田命氏、間柴進氏、藏田修氏、黒川康治氏））の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、対象者の監査役（藤本克彦氏を除く、監査役2名（若宮千秋氏、渡邊直樹氏））が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、田中宏典氏は、公開買付者の発行済株式の全てを保有し、公開買付者の代表取締役であり、かつ本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引において対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切関与していないとのことです。

また、大津雅明氏は田中宏典氏と親族関係にあること、及び藤本克彦氏は広島運輸の取締役であることから、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切関与していないとのことです。

#### 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しております。このように公開買付期間を法定最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	981,638(株)	542,900(株)	- (株)
合計	981,638(株)	542,900(株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(542,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(542,900株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(981,638株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,358,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(41,642株)及び不応募合意株式の数(334,720株)を控除した株式数(981,638株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	9,816
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(g)	3,667
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)	13,117
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	74.57
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(981,638株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(g)」のうち不応募合意株式(334,720株)に係る議決権の数(3,347個)を除き分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年8月9日に提出した第141期半期報告書に記載された2024年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(1,358,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(41,642株)を控除した株式数(1,316,358株)に係る議決権の数(13,163個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注1）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注2）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について  
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)( 3 )
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 4 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証( 3 )
		公務員共済組合の組合員証( 3 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し( 2 )

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証( 3 )
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証( 3 )
	公務員共済組合の組合員証( 3 )
	パスポート( 6 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- ( 2 ) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- ( 3 ) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- ( 4 ) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- ( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- ( 6 ) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)  
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

なお、日興イーゼットレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーゼットレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
(その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,590,253,560
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	30,000,000
その他(円)(c)	5,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	1,625,253,560

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(981,638株)に、本公開買付価格(1,620円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

##### ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社広島銀行 (広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 満期日:2025年6月30日 金利:広島銀行が公表する新長期プライムレートに基づく変動金利 担保:対象者株式等	1,856,000
計(b)				1,856,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、広島銀行から1,856,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年11月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金及びこれらに付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
田中宏典氏による普通株式の引受け	49,000
計(d)	49,000

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、田中宏典氏から、49,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年11月11日付で取得しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,905,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 1 0 【決済の方法】

### ( 1 ) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### ( 2 ) 【決済の開始日】

2024年12月27日(金曜日)

### ( 3 ) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### ( 4 ) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(542,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(542,900株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	事項
2024年10月	商号を株式会社Tコーポレーションとし、資本金1,000,000円とする株式会社として設立。本書提出日現在の本店所在地は広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号。

(注) 2024年11月7日現在の公開買付者の所在地は広島県呉市であるところ、2024年11月8日付で広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

- (1) 株式の保有による事業活動の支配および管理
- (2) 前号に付随関連する一切の事業

###### (事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを事業の内容としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年11月12日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
1,000,000	100

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、49,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

##### 【大株主】

2024年11月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 宏典	広島市西区	100	100.00
計	-	100	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年11月12日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	田中 宏典	1980年 1月24日	2006年 9月 株式会社シンコー入社	100
				2009年 4月 対象者入社 対象者経営企画部顧問	
				2011年 3月 対象者取締役就任 対象者住宅機器統括本部長	
				2015年 3月 対象者専務取締役就任	
				2017年 3月 対象者取締役副社長就任	
				2019年 3月 対象者代表取締役社長就任(現任)	
				2024年11月 公開買付者代表取締役就任(現任)	
				(主要な兼職) 広島運輸株式会社 代表取締役 株式会社バスストップ 代表取締役	

(注) 公開買付者は、田中美穂氏を設立時取締役として設立された会社ですが、その後2024年11月8日付で、田中美穂氏から取締役の辞任届の提出を受け、田中宏典氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年10月2日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

2024年11月12日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,667 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	3,667	-	-
所有株券等の合計数	3,667	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

2024年11月12日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,667 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	3,667	-	-
所有株券等の合計数	3,667	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】  
【特別関係者】

2024年11月12日現在

氏名又は名称	田中 宏典
住所又は所在地	広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役社長 広島運輸株式会社 代表取締役 有限会社ティーワン 取締役 株式会社バスストップ 代表取締役
連絡先	連絡者 TMI総合法律事務所 弁護士 荻野 敦史/同 岡部 洸志/同 四方 岳 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

2024年11月12日現在

氏名又は名称	田中 節子
住所又は所在地	広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	広島運輸株式会社 監査役 有限会社ティーワン 代表取締役
連絡先	連絡者 TMI総合法律事務所 弁護士 荻野 敦史/同 岡部 洸志/同 四方 岳 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(母)

2024年11月12日現在

氏名又は名称	広島運輸株式会社
住所又は所在地	広島県広島市南区西蟹屋二丁目1番4号
職業又は事業の内容	運送事業
連絡先	連絡者 TMI総合法律事務所 弁護士 荻野 敦史/同 岡部 洸志/同 四方 岳 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

【所有株券等の数】  
田中 宏典

2024年11月12日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	935 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	935	-	-
所有株券等の合計数	935	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

田中 節子

2024年11月12日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	320 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	320	-	-
所有株券等の合計数	320	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

広島運輸株式会社

2024年11月12日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,412 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	2,412	-	-
所有株券等の合計数	2,412	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
田中 宏典	普通株式	13,100株	-	13,100株

(注) 田中宏典氏は、相続により、2024年11月5日に13,100株を取得しております。

### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2024年11月11日付で、広島運輸との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨の契約を締結し、公開買付けの決済後において、多数保有株主（広島運輸）が存在し、又は、株式併合の効力発生の直前時点において多数保有株主（広島運輸）が生ずることが見込まれる場合には、本スクイーズアウト手続完了後の対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするため、広島運輸が、公開買付者の指示に従い、本株式貸借（広島運輸）を行う予定である旨を書面により合意しております。

また、公開買付者は、2024年11月11日付で、田中宏典氏との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を口頭で合意しております。

これらの合意の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、田中宏典氏との間で、2024年11月11日付で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募しない旨を口頭で合意しております。本不応募合意の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

#### (3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月
最高株価(円)	953	966	1,970	1,060	1,835	1,735	1,196
最低株価(円)	891	908	931	795	911	1,043	1,101

(注) 2024年11月については、11月11日までの株価です。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第139期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月31日 中国財務局長に提出  
事業年度 第140期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月29日 中国財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第141期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月9日 中国財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

大和重工株式会社  
(広島県広島市安佐北区可部一丁目21番23号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6【その他】

### (1)「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」公表

対象者は、2024年11月11日付で「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

#### 損益の状況(非連結)

会計期間	2024年12月期 第3四半期
売上高	3,055,359千円
営業利益	117,729千円
経常利益	17,225千円
四半期純利益	37,314千円

#### 1株当たりの状況(非連結)

会計期間	2024年12月期 第3四半期
1株当たり四半期純利益	28.34円
1株当たり配当額	-円

### (2)「2024年12月期配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2024年12月期の配当予想を修正し、2024年12月期の期末配当を実施しないこと、及び2024年12月期以降の株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。